

暦年贈与で節税効果

富裕層は課税強化の公算

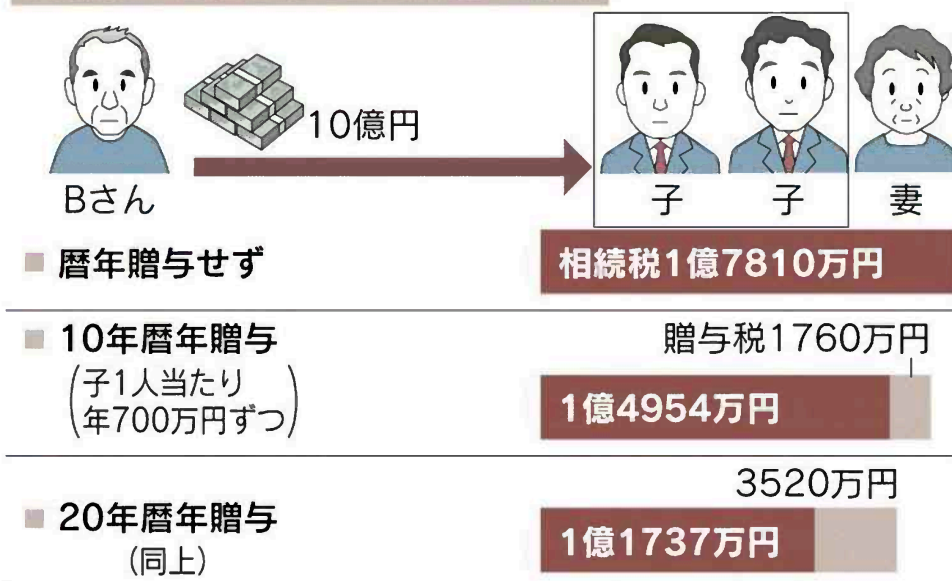
A 贈与の暦年課税は高水準



B 暦年贈与で税負担が軽くなる例 非課税枠内で子1人に暦年贈与



非課税枠を越えて子2人に暦年贈与



(注)生前贈与加算を含めて法定相続分で分けた場合

「今年から息子に年100万円ずつ贈与をしようと思う」。千葉県在住の元会社員Aさん(73)はこう話す。保有資産は自宅のほか預貯金が2500万円ほど、老後の生活は2000万円あれば賄える見通し。残りの500万円は、孫2人が中学生で何かと物入りな息子(43)の家計を少しでも楽にしようとして贈与を始めることにしたという。

高齢者を中心に子や孫に自分の財産を生前に贈る人は多く、毎年贈与することを暦年贈与という。財産をもらった人は贈与税を払う必要があり、受け取った翌年に1年間の贈与金額と税額を税務署に申告する。国税庁によると暦年課税の申告人数は2019年に約44万6千人と、10年前に比べ54%増えた(グラフA)。

暦年贈与は大きくわけて2つのパターンがある。一つ目はAさんのように子どもの家計を支援するケース。「特に中流層で、非課税枠の範囲で贈与する人が多い」と辻・本郷税理士法人の浅野恵理税理士は指摘する。贈与税は年110万円の基礎控除があり、この範囲内であれば資金使途にかかわらず税金はかからない。

ではどれくらい節税できるのだろうか。仮にAさんが息子に500万円を一括で贈与すると、贈与税は48万5000円かかる。しかし毎年100万円ずつ贈与すれば、5年後には無税で計500万円を贈与できる(図B)。

2つ目のパターンは、非課税枠の110万円を越えて暦年贈与をするケース。贈与税を払う必要があるが、「贈与で相続財産を減らし、大幅な相続税につなげよう」という富裕層が目立つ」と藤曲武美税理士は指摘する。

東京都内に住むBさん(65)の財産は約10億円で、ほとんどが預貯金など金融資産だ。相続人は妻と子ども2人。Bさんが仮に亡くなると、1億7810万円の相続税がかかる(図B)。そこで税理士の助言もあり、今年から子ども2人にそれぞれ毎年700万円を贈与することにしたという。

具体的にみてみよう。まずBさんが子ども2人の合計で年1400万円を贈与すると、贈与税は年176万円かかる。10年間では1760万円かかる。10年間では1760万円にも達する。

一方で大きいのが相続財産の減少による節税効果。相続税と贈与税の合計額は、暦年贈与をしない場合に比べ10年間贈与は約1000万円、20年間贈与は約2500万円も減る。「暦年贈与をする期間が長いほど、相続のみで財産が移転する場合より税負担が少なくなる」と藤曲氏は話す。

贈与税の1人当たり申告税額は09年に約40万円だったが、最近では60万~70万円程度で推移する。富裕層があえて贈与税を負担し、相続財産を減らしていることが背景にあるとみられている。

暦年贈与で大切なのは、贈与する側と贈与される側の意思を毎年確認すること。最初から毎年渡す合意があったと税務署にみなされるとき、分けて贈与しても税務上は一括贈与として課税される可能性がある。「1年ごとに贈与したことを証明するため、贈与契約書などを毎年作成するのが望ましい」とランドマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士は話す。贈与された側が預金通帳や印鑑などを自分で管理することも重要だ。

さらに見逃せないのが、富裕層を意識して暦年贈与に課税強化のメスが入る可能性があることだ。贈与税は「もともと相続節税目的の生前贈与をけん制するため設けられた面がある」と中央大学の酒井克彦教授は話す。しかし実際には贈与税を支払ってでも全体の税負担を減らそうとする例が富裕層を中心に少なくない。

そこで政府は相続税と贈与税の在り方全般を見直そうとしている。焦点の一つになりそうなのが「生前贈与加算」というルールの強化。現在は贈与してから3年以内に被相続人が亡くなると、配偶者や子どもなど相続人が3年間に受け取った財産を相続財産に加算して相続税を計算する。

この期間を「5年以内」「10年以内」といった具合に強化する可能性がある。最終的には「いつ暦年贈与をしても相続財産に加算するという制度になることも想定できる」と藤曲氏は話す。

本格的な議論はこれからとみられるが、22年度の税制改正のテーマになる公算は小さくない。21年度の税制改正では教育資金や結婚・子育て資金など一括贈与の非課税制度について適用要件が厳しくなった。富裕層の節税封じは一段と進みそうだ。

(後藤直久)